

# ◇◆未熟児の医療費を市が負担します◆◇

## 1 養育医療（未熟児養育医療給付制度）とは

低体重や早産などで身体の発育が未熟なまま生まれたために入院養育が必要な乳児（0歳児）に対し、医療費を公費負担する制度です。

### (1) 支給対象者

島田市に住所があり、指定養育医療機関において**医師が入院を必要と認めた**、次のいずれかの症状等を有している満1歳未満の乳児が対象です。

- ① 出生時の体重が2,000g以下
- ② 生活力が特に薄弱であって、一般状態、体温、呼吸器系、循環器系、消化器系、黄疸等の異常

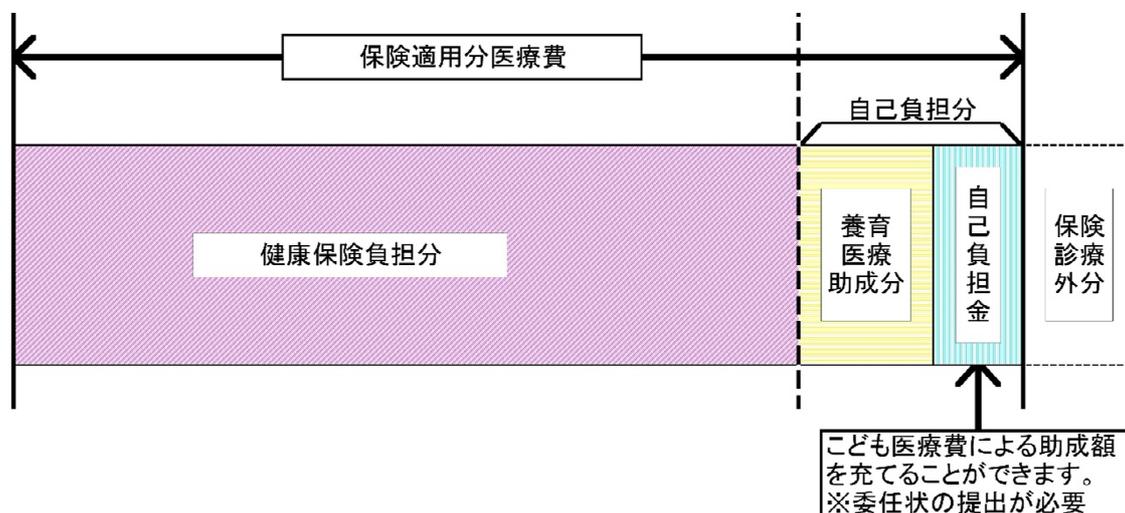
### (2) 支給期間

指定養育医療機関に入院して未熟児養育を開始した日から退院するまで（最長で1歳の誕生日の前々日まで）

### (3) 給付の内容と保護者負担

- 保険診療の自己負担分及び入院時食事療養費の標準負担額分を給付します。おむつ代、シーツ代、差額ベッド代等の健康保険適用外の費用は給付対象外です。
- 自己負担金額（保護者負担額）は、世帯の所得に応じて決まります。
- 保護者負担額は「こども医療費助成制度」の対象となりますので、**委任状を提出することで、島田市がこども医療費助成として直接負担し、保護者負担分の支払いは発生しません。**
- 一世帯で同じ月に2人以上が未熟児養育医療の対象となる場合、1人の自己負担金額は1/10の額になります。

### 【費用負担のイメージ】



## 2 申請に必要な書類等

保護者は、病院から「養育医療意見書」を受け取った後、すみやかに次の書類を提出してください（原則、入院中）。

窓口 に持参 するもの	<input type="checkbox"/> 養育医療意見書（病院から受け取ったもの） <input type="checkbox"/> 同意書（同一生計の18歳以上の家族全員が自署すること） <input type="checkbox"/> 乳児の健康保険証の写し（申請時に交付されていない場合は保護者のもの） <input type="checkbox"/> 世帯員のマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認ができるもの <input type="checkbox"/> 印鑑
窓口で 記入 するもの	<input type="checkbox"/> 養育医療給付申請書 <input type="checkbox"/> 世帯調書 <input type="checkbox"/> 委任状

## 3 申請後の流れ

### (1) 養育医療券について

養育医療給付が決定すると、申請から1週間程度で市から「養育医療券」がご自宅に郵送されます。養育医療券は入院している医療機関の会計窓口へ提示してください。

### (2) 自己負担金について

委任状を提出している場合 …退院後2カ月程度経過した後に、自己負担金額の決定通知を郵送しますが、納付する必要はありません。

委任状を提出していない場合…診療月の2カ月後以降に、自己負担金額の決定通知と納付書が郵送されますので、指定金融機関で納付した後、こども医療費の償還払い申請をしてください。

## 4 注意事項

次の場合は届け出が必要です。詳細はお問い合わせください。

- 養育医療券の有効期間を過ぎても医療を継続する必要があるとき。
- 医療機関を転院するとき。
- 養育医療券を紛失したとき。

## 5 申請場所及び問い合わせ先

島田市中央町1番の1（島田市役所1階）

島田市子育て応援課子育て応援係（電話 0547-36-7159）